

医療型短期入所

医療型短期入所とは？

介護者の休息のため、また、何らかの理由で介護が困難になった際に利用できます。施設ではなく病院に入所することで、重度の難病患者さんは医療と介護両方のサービスを受けることが可能です。

対象者

1. 下記の障害者（治療が必要になれば、当院で入院に変更）
 - ・ ALS等、気管切開を伴う人工呼吸管理を行なう神経難病患者
 - ・ 筋ジストロフィー患者
 - ・ 重症心身障害者
2. 18歳以下の障害児で障害福祉相談所や児童相談所等が入所の必要性を認めた方。（治療が必要になれば、小児科がないため転院）

サービス内容

入浴や排泄、食事の介助に加え、人工呼吸器や気管切開の管理、経管栄養等、日常生活に必要な医療的ケアをおこないます

* 医療費は特定疾患受給者証や重度身体障害者医療費助成の利用が可能です

上記の対象に当てはまらない方でも、気管切開をおこなっている、また、酸素吸入や経管栄養をおこなっている等、医療依存度の高い神経難病患者さんについては、レスパイト入院（介護者の休息のための入院）をお引き受けしておりますので、ぜひご相談下さい。

お問い合わせ

利用のご希望やお問い合わせの方は地域医療連携室までお気軽にご連絡下さい。

時間：平日 8：30～17：00

電話：087-841-2146